

足場からの墜落防止措置に関する調査研究報告書がまとまる

<わく組足場に下さん、単管足場に中さん必須!!>

厚生労働省は（独）労働安全衛生総合研究所で行ってきた「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」の報告を受け、今後足場からの墜落防止措置の見直しに取りかかることとしています。

この報告書によれば次のとおり提言されています。

(1) 足場の墜落防止措置として次の措置又は同等の措置を事業者に義務づける。

① わく組足場

交さ筋かいに加え、高さ15～40cmの位置にさん（下さん）、又は高さ15cm以上の幅木を設置すること。

② 単管足場

手すりの高さを85cm以上とし、高さ35～50cmの位置にさん（中さん）を設置すること。

(2) 物体の飛来落下防止措置として高さ10cm以上の幅木、防網又はメッシュシート等の設置を事業者に義務づける。

(3) 「手すり先行工法に関するガイドライン」の適用対象を、足場の設置を必要とする建設工事の全てに拡充する。

また、当該ガイドラインにおいて、墜落防止の改善措置機材を備えたより望ましい足場として、わく組足場については、上記(1)①の措置に加え上さんを設置すること、単管足場については、上記(1)②の措置に加え幅木を設置することが「働きやすい安心感のある足場」である旨を示す。なお、その際にこれらの措置に加えメッシュシートを設置することが有効である旨を示す。

(4) 足場の安全点検を充実する。

① 足場の組立て、変更時等に実施する点検の記録を、足場を用いる仕事が終わるまで保存することを事業者が義務づける。

② 上記点検の実施者は「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講している者等十分な知識、経験を有する者を指名することを行政の指導対象とする。

③ 足場における作業を行うときは、作業を行う足場の部分について、作業を開始する前の点検を事業者が義務づける。

今後、厚生労働省においてこの提言を受け、労働政策審議会に諮った上で労働安全衛生規則（以下、「規則」という。）等の改正作業が進められることとなります。これに関係する施行日は平成21年度中となる見込みです。

このため建災防においても、これまで行ってきた手すり先行工法に関するガイドラインの普及や技能講習、能力向上教育の実施について規則改正の動向をふまえて対応することとなります。

特に、この提言の足場の組立て・変更時点検の項目については、「点検の実施者については、原則として、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育等を受講している等十分な知識、経験を有する者を指名することを指導する。」と記されています。

この提言内容と規則改正の動向を踏まえて、当協会では労働安全衛生規則の改正に伴う足場の組立て等作業主任者に対する能力向上教育及び元方安全衛生管理者等に対する足場の点検実務者教育等を進めていく準備をしているところです。

なお、この調査研究会の報告書及び議事録は（独）労働安全衛生総合研究所のホームページ（<http://www.jniosh.go.jp/>）の「研究業績・成果」に掲載されています。